

新規上場申請のための有価証券報告書

(I の部) の訂正報告書

株式会社エードット

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）の訂正報告書

【提出先】 株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 宮原 幸一郎 殿

【提出日】 平成31年3月11日

【会社名】 株式会社エードット

【英訳名】 a dot co., ltd

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 伊達 晃洋

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区渋谷二丁目16番1号

【電話番号】 03-5778-3651(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 管理部部長 吉田 光志

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区渋谷二丁目16番1号

【電話番号】 03-5778-3651(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 管理部部長 吉田 光志

1 【新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)の訂正報告書の提出理由】

平成31年2月25日付をもって提出した新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)の記載事項のうち、「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 6 コーポレート・ガバナンスの状況等」及び「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況 1 第三者割当等による株式等の発行の内容」の記載内容の一部を訂正するため、新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 【企業情報】	1
第4 【提出会社の状況】	1
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	1
(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】	1
② 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備・運用状況又は準備状況	1
⑤ 社外取締役	1
第四部 【株式公開情報】	2
第2 【第三者割当等の概況】	2
1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】	2

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

② 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備・運用状況又は準備状況

(訂正前)

(省略)

b. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、管理部を管掌する取締役又は業務執行取締役を担当役員とし、職務執行に係る情報を適切に文書又は電磁的情報により記録し、文書管理規程に定められた期間保存・管理を行うものとしております。なお、取締役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとし、担当役員はその要請に速やかに対応するものとしております。

(省略)

(訂正後)

(省略)

b. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、管理部門担当取締役とし、これに該当する者がいない場合は、管理部門担当執行役員を担当とし、職務執行に係る情報を適切に文書又は電磁的情報により記録し、文書管理規程に定められた期間保存・管理を行うものとしております。なお、取締役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとし、担当役員はその要請に速やかに対応するものとしております。

(省略)

⑤ 社外取締役

(訂正前)

当社は社外取締役として、玉塚元一氏、松崎文治氏、松木大輔氏及び阿部慎史の4名(内、松崎文治氏、松木大輔氏、阿部慎史氏は監査等委員)を選任しております。当該社外取締役は、社外取締役間での連携を密にすることによって情報共有を行ない、必要に応じて当社管理部、内部監査担当、会計監査人等と相互連携を図ることによって、当社の意思決定に対して幅広い視野をもった第三者の立場から適時適切な意見の提供を行なっております。

(省略)

(訂正後)

当社は社外取締役として、玉塚元一氏、松崎文治氏、松木大輔氏及び阿部慎史氏の4名(内、松崎文治氏、松木大輔氏、阿部慎史氏は監査等委員)を選任しております。当該社外取締役は、社外取締役間での連携を密にすることによって情報共有を行ない、必要に応じて当社管理部、内部監査担当、会計監査人等と相互連携を図ることによって、当社の意思決定に対して幅広い視野をもった第三者の立場から適時適切な意見の提供を行なっております。

(省略)

第四部 【株式公開情報】

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

(訂正前)

項目	株式②	株式③	株式④
発行年月日	平成28年9月6日	平成29年5月31日	平成29年9月29日
種類	普通株式	普通株式	普通株式
発行数	180株	1,820株	360株
発行価格	7,000円 (注) 4	30,000円 (注) 4	30,000円 (注) 4
資本組入額	3,500円	15,000円	15,000円
発行価額の総額	1,260,000円	54,600,000円	10,800,000円
資本組入額の総額	630,000円	27,300,000円	5,400,000円
発行方法	有償第三者割当	有償第三者割当	有償第三者割当
保有期間等に関する確約	—	—	(注) 2

項目	株式⑤
発行年月日	平成30年9月29日
種類	普通株式
発行数	26,000株
発行価格	866円 (注) 4
資本組入額	433円
発行価額の総額	22,516,000円
資本組入額の総額	11,258,000円
発行方法	有償第三者割当
保有期間等に関する確約	(注) 2

項目	新株予約権②	新株予約権③	新株予約権④
発行年月日	平成28年7月1日	平成29年7月18日	平成30年7月19日
種類	新株予約権の付与 (ストック・オプション)	新株予約権の付与 (ストック・オプション)	新株予約権の付与 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 1,890株	普通株式 2,110株	普通株式 82,000株
発行価格	7,000円 (注) 4	30,000円 (注) 4	866円 (注) 4
資本組入額	3,500円	15,000円	433円
発行価額の総額	13,230,000円	63,300,000円	71,012,000円
資本組入額の総額	6,615,000円	31,650,000円	35,506,000円
発行方法	平成28年5月30日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条、及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	平成29年7月18日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条、及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	平成30年7月19日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条、及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	(注) 3	(注) 3

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、(株)東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (3) 当社が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (4) 当社の場合、上場申請日直前事業年度の末日は、平成30年6月30日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式(以下「割当株式」という。)を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日または払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日または払込期間の最終日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
 3. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 4. 発行価格は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

(訂正後)

項目	株式②	株式③	株式④
発行年月日	平成28年 9 月 6 日	平成29年 5 月31日	平成29年 9 月29日
種類	普通株式	普通株式	普通株式
発行数	180株	1,820株	360株
発行価格	7,000円 (注) 5	30,000円 (注) 5	30,000円 (注) 5
資本組入額	3,500円	15,000円	15,000円
発行価額の総額	1,260,000円	54,600,000円	10,800,000円
資本組入額の総額	630,000円	27,300,000円	5,400,000円
発行方法	有償第三者割当	有償第三者割当	有償第三者割当
保有期間等に関する確約	—	—	(注) 2

項目	株式⑤
発行年月日	平成30年 9 月29日
種類	普通株式
発行数	26,000株
発行価格	866円 (注) 5
資本組入額	433円
発行価額の総額	22,516,000円
資本組入額の総額	11,258,000円
発行方法	有償第三者割当
保有期間等に関する確約	(注) 2

項目	新株予約権②	新株予約権③	新株予約権④
発行年月日	平成28年7月1日	平成29年7月18日	平成30年7月19日
種類	新株予約権の付与 (ストック・オプション)	新株予約権の付与 (ストック・オプション)	新株予約権の付与 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 1,890株	普通株式 2,110株	普通株式 82,000株
発行価格	7,000円 (注) 5	30,000円 (注) 5	866円 (注) 5
資本組入額	3,500円	15,000円	433円
発行価額の総額	13,230,000円	63,300,000円	71,012,000円
資本組入額の総額	6,615,000円	31,650,000円	35,506,000円
発行方法	平成28年5月30日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条、及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	平成29年7月18日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条、及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	平成30年7月19日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条、及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	(注) 3、4	(注) 3、4

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、(株)東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 同取引所の定める同施行規則第257条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集新株予約権(会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいい、同施行規則第259条に規定する新株予約権を除く。)の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (3) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (4) 当社が、前3項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (5) 当社の場合、上場申請日直前事業年度の末日は、平成30年6月30日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式(以下「割当株式」という。)を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日または払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日または払込期間の最終日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
 3. 同取引所の定める同施行規則第257条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた募集新株予約権(以下、「割当新株予約権」という。)を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6か月間を経過する日(当該日において割当新株予約権の割当日以後1年間を経過していない場合には、割当新株予約権の割当日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
 4. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 5. 発行価格は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。